

## トールズ知事による行政命令（2020-04 第 14 項）の再々修正について

- 3月24日以降,一部の例外を除く全てのビジネスの営業時間は午前6時から午後1時までに制限される。
- 食べ物や飲物を提供するレストランやバーでは,店内での飲食は許されず,全て持ち帰りとなる。

3月23日,トールズ知事は3月19日に発出した行政命令（2020-04 第 14 項）の再々修正を発出しました。概要は次のとおりです。なお,本命令は3月24日から施行されます。

### 第14項 (a)

施設を有する全てのビジネスは,3月24日以降,その営業時間を午前6時から午後1時までに限定することとする。特にカジノ,ビデオポーカー,E ゲーム施設はこの営業時間に限られる。営業を行うに当たっては,人と人の距離を開ける行為が推奨される。

### 第14項 (b)

(1)店内での食べ物や飲物を提供する全てのレストラン及びバーについては,そのサービスを中止し,店内での消費を許可しない。なお,配達,ドライブスルー,持ち帰り(店内での人と人の距離をとれるよう整備した上)での食事提供は許可される。

ホテル内レストランにおいては,ルームサービス,持ち帰りであれば上記時間(午前6時から午後1時まで)以外の提供も許可される。空港又は病院内の事業・ケータリングサービスに関してはこの例外とする。

(2)マニヤガハ島及びグロットを含む全ての公共の公園は閉鎖とする。

(3)上記(2)以外の公共ビーチにおいて,個人及び家族が運動をしたり,レクリエーションをすることはできる。

(4)ランドリー施設については,(人を介さない)注文や受取りサービスを上記時間(午前6時から午後1時まで)以外にすることができる。

(5)北マリアナ公立病院,私的クリニック,歯科及び薬局に関しては,上記の時間制限には該当しないが,各事業所において感染拡大防止のため独自の営業時間を設定することができる。なお,人と人の距離を開けることが推奨される。

(6)ガソリンスタンドについては,ガソリンを供給する場合のみ各事業所による時間の設定が可能。ガソリンスタンド内にある店舗の営業は上記時間(午前6時から午後1時)に限られる。

### 第14項(C)

北マリアナ公立病院は,警察署・商務省内アルコール・タバコ管理局・消防・その他関係各所の協力の下,本命令を執行する。これに違反した者は,法律の下で処罰される。